# 1 制度の意義・仕組み等について

## 「介護サービス情報の公表」制度 の意義・仕組みについて

平成19年5月14日 厚生労働省老健局振興課長 古都賢一

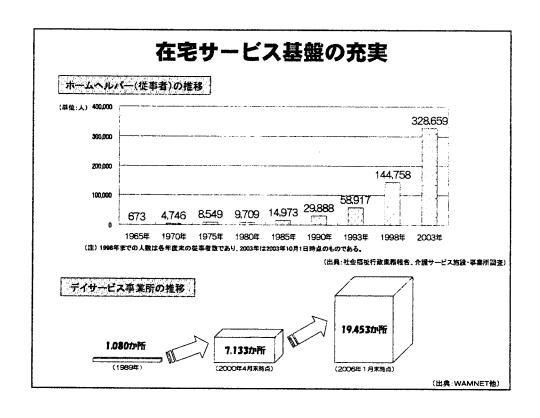
介護保険制度の見直し

## 今回の改革の背景

10年後、20年後を見据えた未来志向の改革

要介護高齢者の変化に対応したケアの改革 制度の持続可能性・給付の効率化/重点化 地域生活の継続を支える包括的ケアシステム

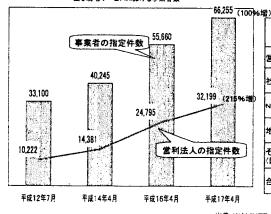
介護サービス事業者の動向



## 在宅サービスでの民間事業者の参入

O 介護保険制度により行政による措置から利用者によるサービスの選択に大きく転換。 宅サービスは提供主体に制限がなく、営利法人の指定事業者数も大きく伸びている。

#### 主な居宅サービスにおける事業者数



	業事	增減		
	H12年7月-			
営利法人	10,222 (31%)	32,199 (49%)	215%增	
社会福祉法人	17,452 (53%)	22,730 (34%)	130%增 216 <del>%</del> 增	
NPO·羅協·生協	1,307 (4%)	4.127 (16%)		
地方公共団体	1,672 (5%)	1,001 (2%)	40%減	
その他 (医療法人等)	2,447(7%)	6,198 (9%)	153%增	
合計	33,100 (100%)	66,255 (100%)	100%增	

出典:WAMNETベース

※「主な居宅サービス」は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具賞与の7サービスの合計。

## 指定取消処分等の状況

~不正事業者が顕在化してきている~

指定取消処分等のあった介護保険事業所は、362事業所・施設 (41報道府県) にのぼる。

#### 〇 事業所・施設の内訳の推移

		平成 12年度	平成 13年底	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年底	△ 計
サービス程刷	<b>基間介護</b>	3	9	32	42	31	27	144
	站陷入路介護	0	i	1	1	1	1	5
	訪問智護	0	0	4	5	2	2	12
	訪問リハビリテーション	0	0	2	0	0	2	4
	<b>尿窄痉差管理指導</b>	0	0	3	2	2	2	8
	<b>運所介護</b>	0	8	9	8	7	7	31
	通所リハビリテーション	2	2	2	1	1	6	14
	短期入所生活介護	0	0	1	1	· D	3	5
	短期入斯療養介護	0	0	0	1	1	8	
	逐频症对成型共同生活介置	9	2	0	5	1	6	14
	特定施設入所寄生活介達	0	0	0	C	2	2	4
	程祉用品货与	0	0	5	7	4	1	17
	医宅介護支援	0	15	29	25	25	22	116
	介護老人福祉施設	0	0	0	0	9	0	6
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	2	2
	介護療養型医療施設	2	1	2	7	4	7	24
	<b>15</b> 31	7	30	90	105	81	96	409

2000年4月~2005年12月の累計

高齢者介護の新しい方向

## 10年後に向けて3つのサービスモデルの転換

- 1 介護予防の推進
  - -「介護」モデル⇒「介護+予防」モデルへ
- 2 認知症ケアの推進
  - 「身体ケア」モデル

⇒「身体ケア+認知症ケア」モデルへ

- 3 地域ケア体制の整備
  - 「家族同居」モデル

⇒「家族同居+独居」モデルへ

## 介護保険制度改革の主な内容

具体的内容

予防重視型システムへの転換

新予防給付の創設、地域支援事業(仮称)の創設

施設給付の見直し

居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

新たなサービス体系の確立

地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実(有料老人ホームの 見直し等)、医療と介護の連携の強化、地域介護・ 福祉空間整備等交付金(仮称)の創設

サービスの質の確保・向上

情報開示の標準化、事業者規制の見直し、 ケアマネジメントの見直し

負担の在り方・制度運営の見直し

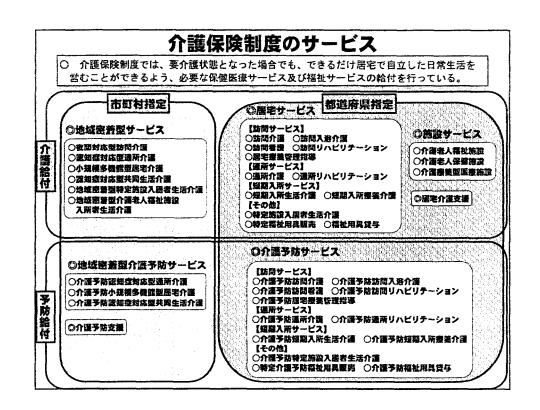
第1号保険料の見直し、市町村の保険者機能の強化、 要介護認定の見直し、サービスの適正化・効率化

被保険者・受給者の範囲

社会保障制度の一体的見直しと併せて検討、その 結果に基づいて、2009年度を目途として所要の措 置を講ずる

検討は、平成18年度末までに結果が得られるよう 新たな場を設ける

※施行:2006年4月(ただし施設入所費用の見直しについては2005年10月施行)



「介護サービス情報の公表」 制度が求められる背景

## 「介護サービス情報の公表」制度創設の背景

- ①介護保険制度の仕組み
  - ○介護サービスは利用者が自ら選択→利用者本位
  - ○在宅サービスは主体規制の撤廃→供給量の確保
  - 〇競争による介護サービスの質の向上
- ②介護サービス供給の現状
  - 〇介護サービスの供給量は増加
    - ①高齢化の進展による需要の拡大
    - ②在宅サービスの主体規制の撤廃による多様な主体の参入
  - 〇利用者の情報が不足
    - ①高齢者自らの情報収集の困難性
    - ②行政からの情報提供の不足
    - ③事業者からの一方的な情報提供
  - ○事業者の努力が報われるような情報提供が不足
- ③利用者の事業者選択に資する情報提供環境の整備が必要

介護サービス情報の公表制度の基本的役割

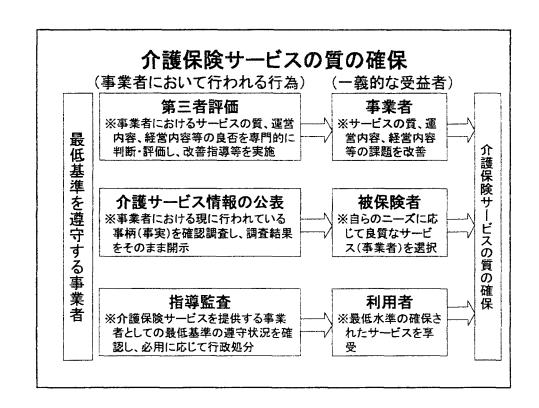
介護保険制度の基本理念

- 〇利用者本位
- 〇高齢者の自立支援
- 〇利用者による選択(自己決定)

現実のサービス利用場面での実現が必要

支 援

介護サービス情報の公表



## 「介護サービス情報の公表」 制度の概要

### 「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

#### 【利用者】より適切な事業者を選択することが必要

→ 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難 (適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

#### 【事業者】取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

→ 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない (サービスの質の確保のための努力が報われない)

#### 【介護サービス情報の公表制度】

- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資す る情報を自ら公表
  - 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
  - ・事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

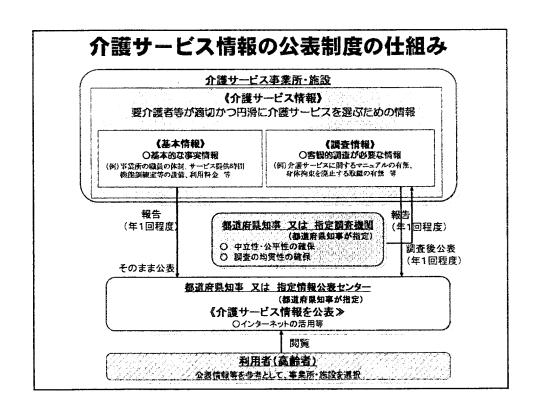
### 「介護サービス情報の公表」制度のポイント

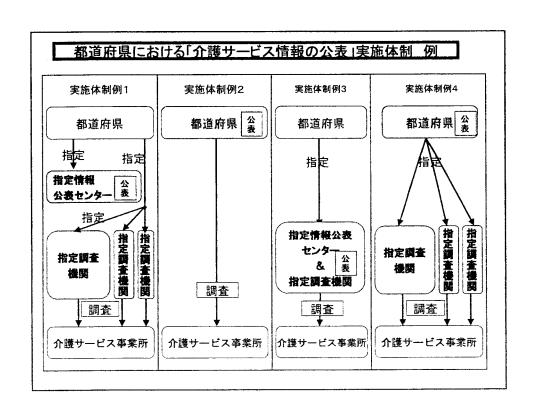
(目 的)

利用者の介護サービス事業所の選択(比較検討)を支援 (注)事業所の評価、格付け、画一化を目的としない

#### (実施方法)

- 〇基本的にすべての事業所が対象
- 〇事業所が現に行っている事柄(事実)を年1回公表
- 〇事実確認が必要な情報は第三者(調査員)が調査
- 〇だれでも比較可能な客観的な情報を公表





## 情報公表の方法

全ての(多くの)事業所の情報を、公平に、いつでも、誰でも 閲覧可能とし、利用者の比較検討・選択を支援

※情報を閲覧

者 都道府県又は指定情報公表センター インターネット・ホームページ

※情報を公害 事業者

※複数の事業所を比較検討

補助的伝達手段

- ·家族
- ・ケアマネジャー など
- · 重要事項說明書添付 · 事業所内揭示

## 介護サービス情報の公表の効果

### 【利用者】

- ○何を見て選ぶのか→視点の理解
- ○比較検討材料を入手→選択肢の絞り込み

## 【事業者】

- ○自らの取組の努力→広く広報
- ○他の事業者の取組→参考材料

## 「介護サービス情報の公表」 制度の具体的内容

### サービスの種類ごとの施行スケジュール

平成18年4月施行サービス

- ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、
- ④通所介護、⑤特定施設入居者生活介護、
- ⑥福祉用具貸与、⑦居宅介護支援、
- ⑧介護老人福祉施設、⑨介護老人保健施設

### 平成19年4月施行サービス

- ①訪問リハビリテーション、②通所リハビリテーション、
- ③介護療養型医療施設

残る26サービスは、公表すべき情報の検討、 実施体制の整備等を経て、順次施行